

(4) 橋詰

橋詰とは、主に橋の架け替え用地、災害時の一時避難場所、材料置き場・交番等の敷地として使用するための空間として、関東大震災後の復興事業で制度化されたものです。その後の戦災復興計画においても、橋詰には十分な広場を設けることとされていましたが、昭和33年に旧道路構造令と旧街路構造令が統合された新しい道路構造令には、橋詰に関する規定はなくなりました。東京都においても、昭和39年及び41年の都市計画道路の再検討以降、原則として橋詰は都市計画として計画決定されなくなりました。

橋詰が完成した箇所は、橋の架け替え用地のほか、交番、トイレ、防災倉庫等の施設用地等として使われていますが、橋詰が未着手の箇所があります。

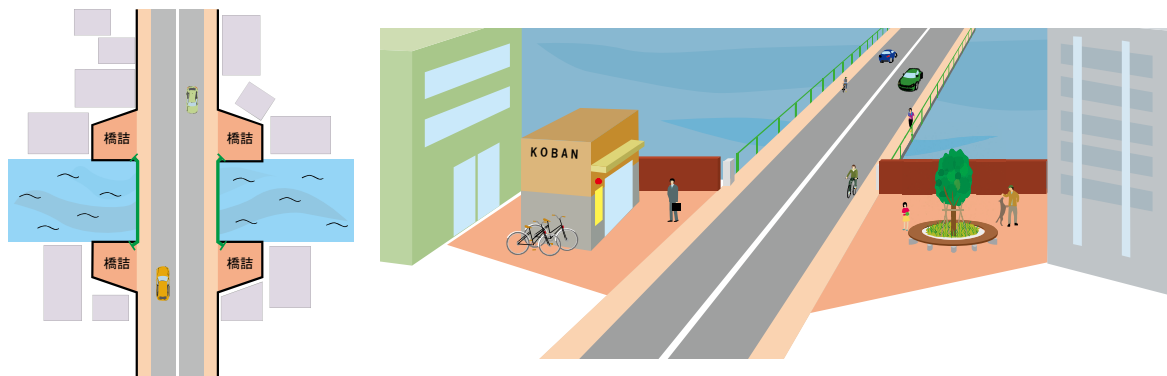
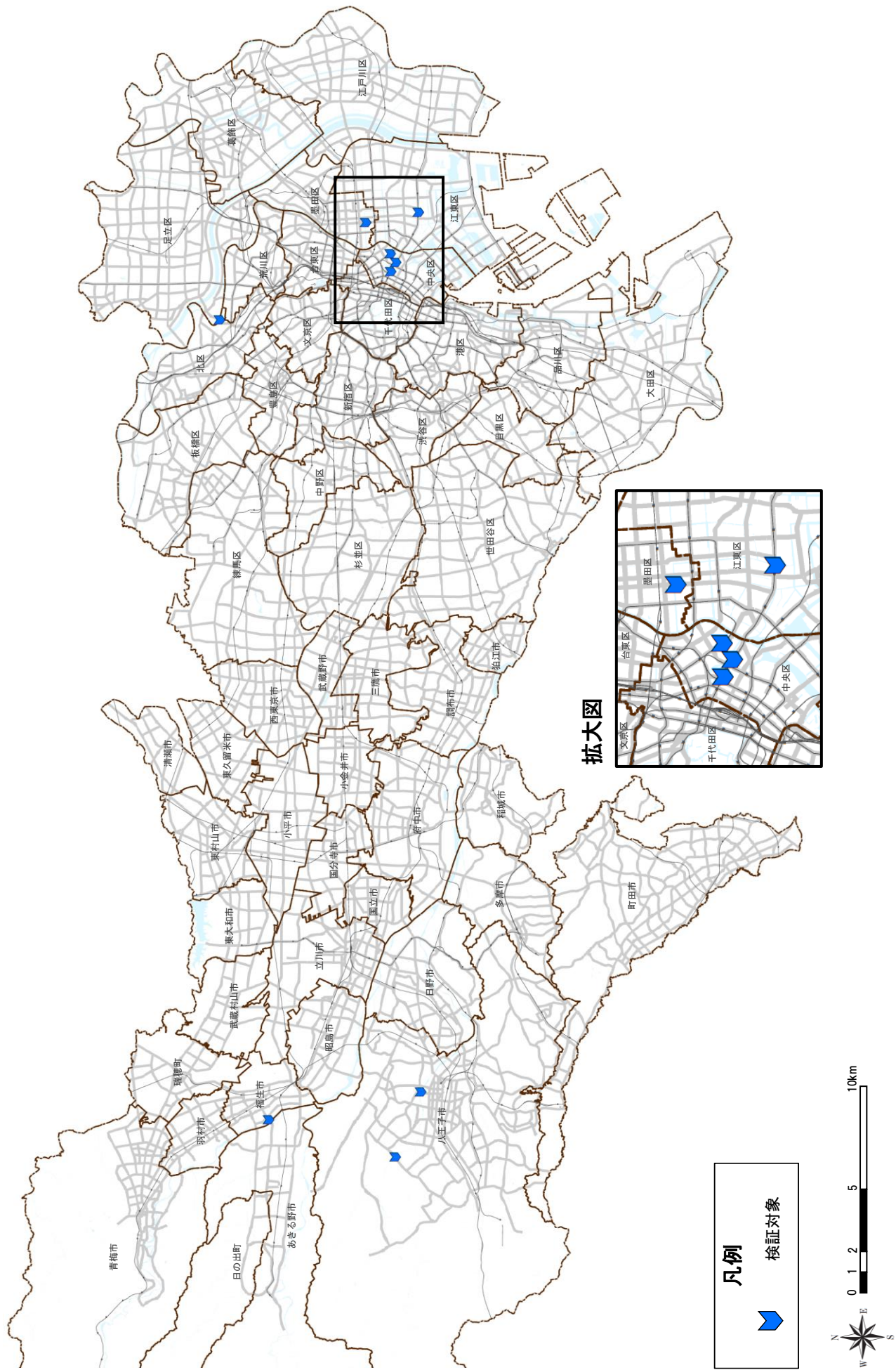


図3-38 橋詰のイメージ

検証対象

都市計画道路（事業中及び優先整備路線等を除く。）のうち、橋詰が未着手の箇所^[1]としました。

[1] 橋詰が道路区域等になっている箇所は対象外としました。



検証方法

橋詰は、震災復興都市計画等により都市計画決定されましたが、その後、道路構造令に橋詰の記載がなくなったことから、現在、新たな都市計画決定は行っていません。

このような状況を考慮し、既に橋梁が完成、又は概成道路となっている橋詰については、架け替え用地としての必要性を確認した上で、基本的には、「計画の変更（橋詰の縮小）」を行う箇所としました。

また、それ以外の橋詰については、地形の状況や橋梁計画等を踏まえ、「今後事業化を検討していく際に橋詰の要否を検証」を行う箇所としました。

検証結果

以上を踏まえ、橋詰の【計画の変更（橋詰の縮小）】及び【今後事業化を検討していく際に橋詰の要否を検証】予定路線（箇所）の一覧表及び位置図を示します。

また、【計画の変更（橋詰の縮小）】予定路線の箇所図を示します。

表 3-8 【計画の変更（橋詰の縮小）】予定路線（箇所）の一覧表

No.	路線名	橋梁名等	所在区市町	変更に向けた 検討主体
橋-1	放射 16 号線	千代田橋（旧楓川、右岸下流側）	中央区	都
橋-2	放射 16 号線	霊岸橋（亀島川、右岸上流側）	中央区	都
橋-3	放射 16 号線	沢海橋（大横川、左岸上流側）	江東区	都
橋-4	補助 112 号線	旧土州橋（旧箱崎川、左岸上流側）	中央区	都
橋-5	補助 119 号線	新竪川橋（竪川、左岸下流側）	墨田区	区
橋-6	福生 3・4・2 号線	多摩橋（多摩川、左岸下流側）	福生市	都

表 3-9 【今後事業化を検討していく際に橋詰の要否を検証】予定路線（箇所）の一覧表

No.	路線名	橋梁名等	所在区市町
橋-7	補助 91 号線	—（隅田川）	北区・足立区
橋-8	八王子 3・4・63 号線	—（浅川）	八王子市
橋-9	八王子 3・5・49 号線	暁橋（浅川）	八王子市

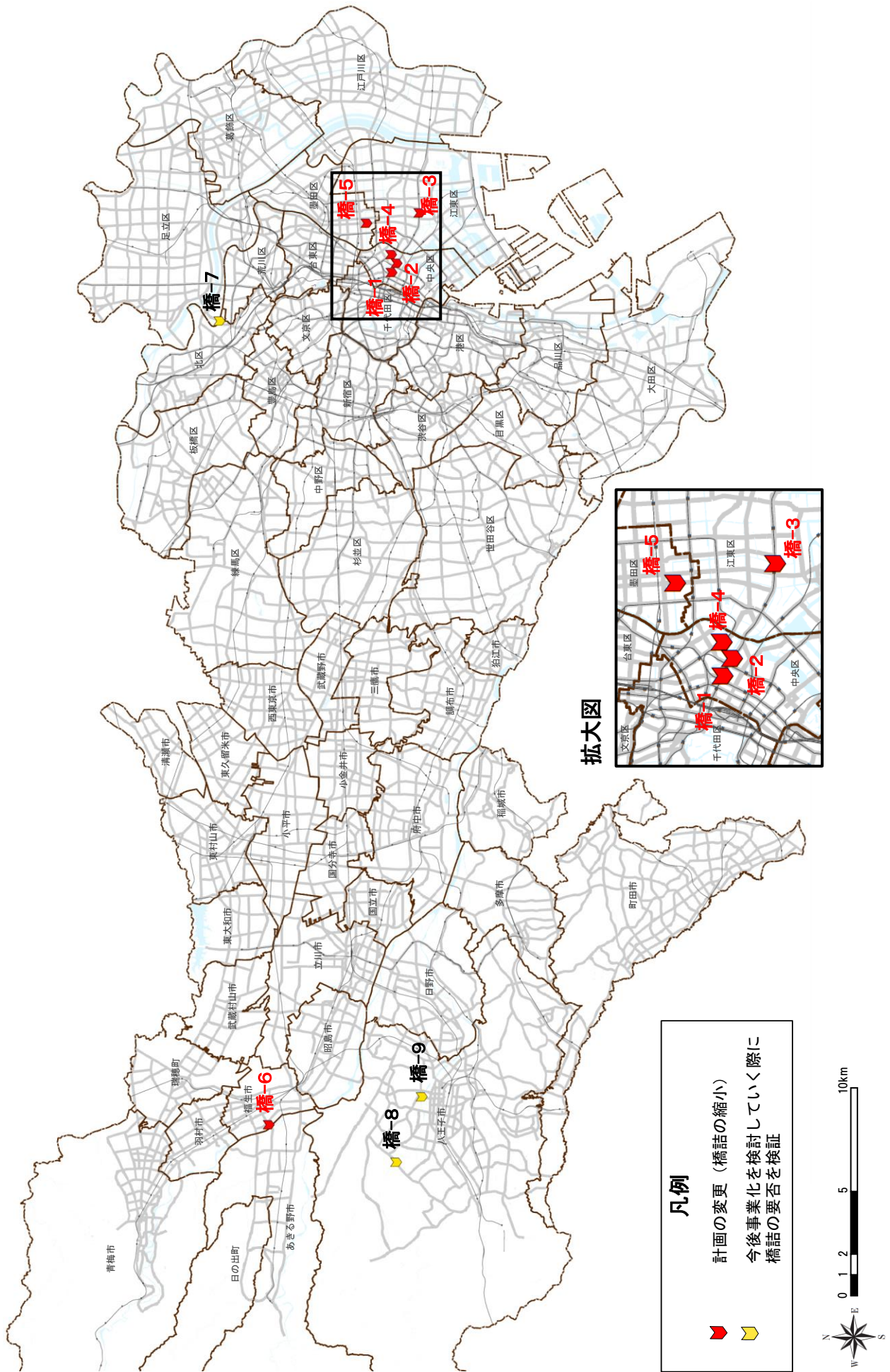


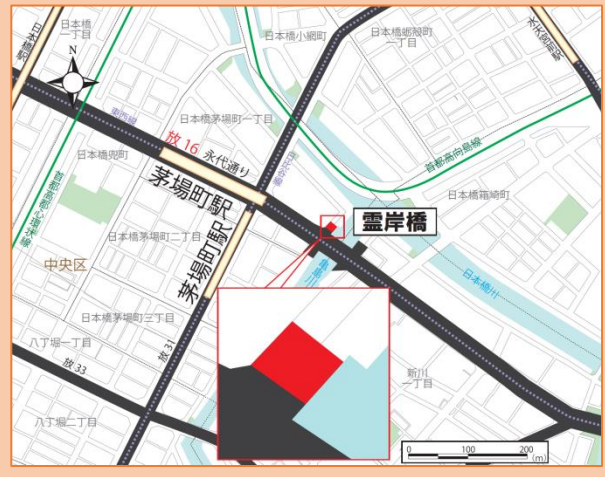
図 3-40 【計画の変更（橋詰の縮小）】及び【今後事業化を検討していく際に橋詰の要否を検証】予定路線の位置図

【橋詰】

橋-1 放射16号線（千代田橋）



橋-2 放射16号線（霊岸橋）



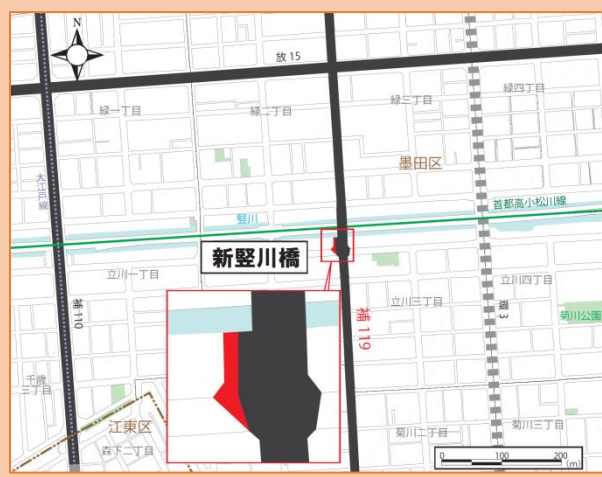
橋-3 放射16号線（沢海橋）



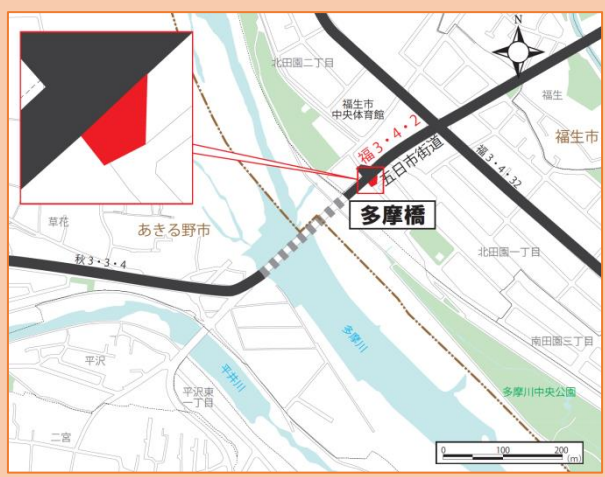
橋-4 補助112号線（旧土州橋）



橋-5 補助119号線（新竖川橋）



橋-6 福生3・4・2号線（多摩橋）



変更予定路線： 、 完成又は事業中の路線： 、 概成道路：
 区市町境：

図3-41 【計画の変更（橋詰の縮小）】 予定路線の箇所図